

「パートナーシップ構築宣言」の実効性向上に向けて  
～「取適法」施行を契機とし、社会全体での「価格転嫁の商習慣」の定着を～

2026年1月15日

日本経済団体連合会 会長 筒井 義信  
日本商工会議所 会頭 小林 健  
経済同友会 代表幹事 山口 明夫

わが国経済は、長期停滞を脱し、成長型経済への移行、地域経済の好循環を実現する好機を迎えている。一方、人口減少や人手不足、賃金引上げに伴う労務費の増加、円安やコスト上昇によるコストプッシュ型のインフレ、消費低迷、米国の関税措置など、企業を取り巻く環境は不透明感を増している。

長年続いたデフレマインドを払拭し、成長の果実を賃金や投資へ着実に循環させるためには、適切な価格転嫁を商習慣として定着させることが、我々経済界の責務である。

2023年1月以来、3年連続で経済3団体による共同要請を発出し、「パートナーシップ構築宣言」の推進活動を行ってきた。宣言企業数は約5倍に増加するなど年々普及しているが、昨年11月に中小企業庁が公表した調査結果では、価格転嫁率は5割程度にとどまるなど、価格転嫁はいまだ道半ばの状況にある。要因には、サプライチェーンにおいて、下流に位置する中小企業にはコスト転嫁の恩恵が、十分に届いていない状況が継続していることなどが挙げられる。サプライチェーン全体を強靭化し、付加価値を増大するためには、日本の強みである大企業と中小企業の共存共栄関係の再構築が求められる。

そのためにも、民間事業者においては経営者トップが意識を持って悪しき商習慣を改める行動をもって、「パートナーシップ構築宣言」の実効性を高めることが不可欠である。

加えて、本年1月1日の「中小受託取引適正化法（以下、取適法）」施行を契機として、適用となる企業はもとより、あらゆる業種業態のさまざまな取引を含め、価格転嫁を社会全体で受け入れる商習慣の確立に向けて、官民挙げて推進していくことが急務である。

本年も経済3団体として、会員企業、特にサプライチェーン上流に位置する大企業、発注者となる中小企業に対して、「パートナーシップ構築宣言」の趣旨の徹底と実行を強力に進めるとともに、未宣言企業に対して宣言への参画を呼びかける。

## 1. 経営者が先頭に立った取引適正化への取組み強化

- ・ 経営者自らが先頭に立ち、「パートナーシップ構築宣言」について、積極的に宣言・公表、社内での周知を行うとともに、実行とフォローのための社内体制を明確に示し、取引適正化の徹底を図る。
- ・ 宣言後も、経営者は、実行状況を確實に把握し、実効性確保のため宣言内容の不断の見直しを図る。また、直接の取引先を通じて、その先の取引先へ働きかけるなど具体的な行動により宣言の実効性確保に努める。
- ・ 経営者は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（別添1）に沿った行為を徹底するとともに、調達部門等の実務者が価格転嫁を受け入れたとしても不利益を被ることのない人事評価制度の整備に努める。

## 2. 「取適法」の施行を契機とした価格転嫁等の推進

- ・ 「取適法」の趣旨を理解のうえ、自社の取引を改めて見直し（別添2）、依然として価格転嫁率が5割程度にとどまる労務費・エネルギー費・原材料費の価格転嫁を推進する。
- ・ サプライチェーンの階層が深くなるほど、価格転嫁が困難になるという構造的な課題に対応するため、サプライチェーン全体において、価格転嫁を商習慣として定着するよう取り組む。
- ・ 価格転嫁のみならず、支払条件の適正化（別添3）や優越的地位の濫用による悪しき商習慣からの脱却を目指し、あらゆる業種業態の大企業、中小企業ともに対等な取引関係の構築を目指す。

## 3. 官民挙げた「価格転嫁の商習慣」の定着による社会全体の付加価値向上

- ・ 単なるコストの転嫁にとどまらず、大企業と中小企業が連携して生産性を高め、人手不足や環境対応など、中小企業単体では解決困難な課題に対し、デジタル化や省力化投資を協働して進め、共創による付加価値向上を目指す。
- ・ 「良いモノやサービスには値が付く」という適正な価格設定・受容の考え方をBtoB取引のみならず、最終消費者まで含めた社会全体の規範として定着させる。
- ・ 政府においては、官公需への対応を含む、業種間格差・地域間格差を克服し、事業者の自発的かつ持続的な賃上げを可能とする環境整備に資する価格転嫁等の取引適正化を強力に推進することを求める。

以上

（別添資料）

別添1：内閣官房・公正取引委員会「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（2023年11月29日公表、2026年1月1日改正）、別添2：日商・東商「取適法」チェックリスト、別添3：中小企業庁・公正取引委員会「サプライチェーン全体での支払の適正化について」の要請文（2025年10月28日）

## 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」

### 発注者及び受注者が採るべき行動／求められる「12の行動指針」

#### 【発注者として採るべき行動／求められる行動】

##### 行動① 本社（経営トップ）の関与

トップが方針を書面等の形に残る方法で社内外に示す

##### 行動② 発注者側からの定期的な協議の実施

発注者から協議の場を設ける。スポット取引も対象

##### 行動③ 説明・資料を求める場合は公表資料とする

最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額や上昇率等

##### 行動④ サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行う

受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識

##### 行動⑤ 要請があれば協議のテーブルにつく

労務費の転嫁を求められたことを理由として、不利益な取扱いをしない

##### 行動⑥ 必要に応じ考え方を提案する

必要に応じ、労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案

#### 【受注者として採るべき行動／求められる行動】

##### 行動① 相談窓口の活用

国・地公体、支援機関（商工会議所・商工会等）の相談窓口を活用し、  
交渉方法について情報収集し交渉に臨む

##### 行動② 根拠とする資料

最低賃金、春季労使交渉等の公表資料を用いる

##### 行動③ 値上げ要請のタイミング

定期的な機会、受注者が申出やすいタイミングを活用

##### 行動④ 公表資料を活用して自ら希望する額を提示

発注者からの提示を待たず、受注者側からも希望価格を提示する。

その際には自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先の労務費も考慮

#### 【双方が採るべき行動／求められる行動】

##### 行動① 定期的なコミュニケーション

公正取引委員会

##### 行動② 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管



詳細は公正取引委員会のホームページをご覧ください。

# 中小受託取引適正化法 対応チェックシート



2026年1月、「下請代金支払遅延等防止法(下請法)」は「中小受託取引適正化法(取適法)」に改称となり、適用対象や禁止行為が拡大されました。改正内容を踏まえ、自社の取引が適切に対応できているかを確認するため、本チェックシートをご活用ください!

## ✓ 対象取引の確認

※従来の呼称の変更

親事業者→委託事業者 / 下請事業者→中小受託事業者 / 下請代金→製造委託等代金

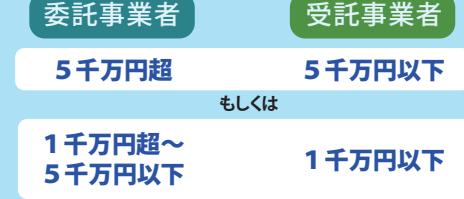
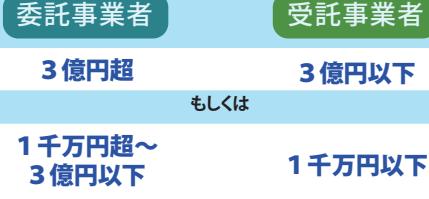
### STEP-1 取引内容

追加  
製造委託、修理委託、**特定運送委託**  
情報成果物作成委託・役務提供委託  
(プログラム作成、運送・倉庫保管、情報処理)

### STEP-2 資本金

**情報成果物作成委託・役務提供委託**  
(プログラム作成、運送・倉庫保管、情報処理を除く)

### 追加 STEP-3 従業員数



取適法対象



該当

## ✓ 取適法対応ポイント

### 契約書・社内記録の確認

- 発注内容(給付の内容、代金、支払期日、納品日(役務提供日)等)を書面または電磁的方法で明示しているか
- 取引に関する記録を、取引完了後2年間保存する体制(マニュアル等)が整っているか

### 価格協議の義務

- 改正**  価格変動要因があった際に、中小受託事業者からの価格協議の申出に応じているか
- 改正**  協議の場で、中小受託事業者に合理的な説明を行わず、一方的に代金を決定していないか
- 営業・購買担当など現場への浸透は図れているか

### 支払方法の確認

- 改正**  納品日(役務提供日)から60日以内に支払期日を定めているか **NG 末締め翌々月払い**
- 改正**  振込手数料を中小受託事業者に負担させていないか(製造委託等代金から差し引いていないか)
- 経理・営業・購買担当など現場への浸透は図れているか

### 手形払いの廃止等

- 改正**  手形払いを廃止しているか
- 改正**  電子記録債権やファクタリング等の一括決済手段を用いる場合は、納品日(役務提供日)から60日以内に、製造委託等代金の満額を現金で受領できる仕組みとなっているか

### 型取引の確認

- 改正**  金型以外の型や特殊な治工具の製造委託についても、取適法を遵守しているか
- 当面発注見込みのない製品の金型等を中小受託事業者に無償保管させていないか

※事務局により、一部体裁を変更しております。

別添3

20251024中序第1号  
公取企第405号  
令和7年10月28日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業省 中小企業庁  
事業環境部長 坂本 里和  
(公印省略)  
公正取引委員会事務総局  
官房審議官 向井 康二  
(公印省略)

### サプライチェーン全体での支払の適正化について

物価上昇に負けない賃上げの原資を確保できるようにするために、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる取引環境の整備が重要であることから、令和7年5月16日に「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立し、同月23日に公布されました。この改正法は、令和8年1月1日に施行され、下請代金支払遅延等防止法は、中小受託取引適正化法（以下「取適法」といいます。）となります。

取適法では、令和8年1月1日以降に発注される製造委託等に係る代金の支払について、手形払を禁止するとともに、電子記録債権や一括決済方式といったその他の支払手段についても支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難なものを禁止しています。

取適法の施行に伴い、製造委託等代金を支払う事業者が、そのサイトを円滑に短縮するためには、自らが受け取る代金のサイトが短縮されることもとより、その川上の事業者も含めたサプライチェーン全体でサイトが短縮されることが重要となります。

そのため、取適法の対象とならない取引も含め、サプライチェーン全体でのサイト短縮の取組や、サイトの短縮に取り組む事業者の資金繰りへの影響にも配慮する必要があります。

貴団体におかれましては、これらの取組を推進するため、傘下会員に対し、下記を周知・要請いただくよう、御協力をお願ひいたします。

#### 記

#### 【サプライチェーン全体での支払の適正化について】

支払の適正化を図るため、傘下会員に対し、以下を周知・要請する。

1. 令和8年1月1日から取適法が施行され、同日以後の発注に係る製造委託等代金の支払に手形を交付することが禁止されること。また、電子記録債権や一括決済方式等の現金以外の支払手段についても、物品等の受領から起算して60日以内に定められる代金の支払期日までに当該代金の満額に相当する金銭を受領することができない場合は、その使用が禁止されること（例えば、物品等の受領日から起算して60日を超える満期を設定した電子記録債権又は一括決済方式を使用する支払は、原則として禁止される。）。
2. 取適法対象外の取引についても、サイトを製造委託等に係る物品等の受領日から起算して60日以内に短縮する、代金の支払ができる限り現金によるものとする等、サプライチェーン全体での支払の適正化に努めること。とりわけ、建設工事、大型機器の製造など発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、発注者は支払の適正化とともに、前払比率、期中払比率をできる限り高めるなど支払条件の改善に努めること。

以上